

タイトル：管理組合の預金通帳名義について

<質問>

管理組合の銀行通帳を作る場合に、「管理組合理事長」という名義にするのが通例だと思いますが、

「管理組合会計担当理事」としても問題はないのでしょうか？実際には会計担当理事が銀行に行くので本人名義が良いでしょう、と銀行窓口で言われたとのことです。

新理事長に「管理組合理事長」という風に口座名義変更をしてください、とおすすめしたら、その理事長から「実は私の名前は本当は ではないのです。同居者が なのですが私は なのです。どうしましょうか」とたずねられてしまいました。その場に居合わせた理事の皆さんたちも初めて聞いたとのことでした。通帳名義のこともさることながら通り名で理事長職をおこなうということはまずいことなのでしょうか？

<回答>

<説明>

会計担当理事でもいいかと思いますが、やはり代表者である理事長名義が適正とおもいます。会計担当理事にした場合、その方が居なくなったときは理事の互選で後任を選出して議事録を作成して銀行に名義変更申請ということになると思われます。一方理事長名義で理事長が居なくなったときは互選の必要はなく規約の定めで副理事長が自動的に後任になり、名義変更も楽です。

また、責任の重さから考えるとやはり理事長名義と思います。特に、修繕積立金の保管口座や有価証券は理事長名義が当然で、会計理事名義はせいぜい日常の出納用口座や小口口座などにしてはどうですか。

理事長名を本名にしておかないと、訴訟のときには裁判所は受付けないのではありませんか。特に議事録は裁判所に必ず必要ですから本名でないと困ります。また、銀行口座名義にも住民票か運転免許証の写しが必要ですし他にも、何かと困ることは多いと思います。

* この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。